

第九十二回
帝國議會
貴族院

船員法を改正する法律案特別委員會議事速記録第一號

付託議案
船員法を改正する法律案

委員氏名

- 伯爵後藤 一藏君
- 男爵伊藤 一郎君
- 侯爵廣幡 忠隆君
- 侯爵前田 利建君
- 子爵實吉 純郎君
- 子爵七條 光明君
- 村上 恭一君
- 渡部 信君
- 霜山 精一君
- 男爵小原謙太郎君
- 男爵前島勘一郎君
- 男爵前島勘一郎君
- 木下謙次郎君
- 板谷 順助君
- 田島 正雄君
- 山地土佐太郎君
- 村木 嘉郎君
- 黒澤富次郎君
- 重宗 雄三君
- 長島 銀藏君

昭和二十二年三月二十三日(月曜日)
午後一時五十二分開會
○委員長(伯爵後藤一藏君) それでは只今から船員法を改正する法律案の特別委員會議致致します、それでは運輸大臣から最初に御説明を願ひます
○國務大臣(増田甲子七君) それでは御説明申し上げます、船員法を改正する法律案の提出理由は既に本會議に於て御説明申上げました通り、新憲法の施行に伴ひ、新たに船員の給料、労働時間、休息其の他の労働條件に關する基

準を定めますと供に、船員の労働關係及び船内の紀律を、終戦後の新事態に即應させることに依り、船員の生活の安定を圖り、以て我が海運再建の一助たらしめむとするものであります、次に主要な改正點に付きまして具體的に御説明申上げたいと存じます、新法案は十四章百四十七條より成つて居りますが、第一章總則に於て船員法の適用範圍を擴張致しまして、總トン數五トン未満の船舶、湖、川又は港のみを航行する船舶及び三十トン未満の漁船を除いて、總ての船舶に乗り組む船員に適用することとし、又新たに乗組員以外に準備員をも船舶法の適用の對象と致しました、第二章、船長の職務及び權限に於ては、従來商法中にありました船長の公法上の義務を規定する外、現行法の規定を踏襲したものであります、第三章、紀律に於ては、所謂海員の強制乗船の制度を廢止する等、懲戒の種類中から監禁を削除する等、人權尊重の見地に立脚して、所要の改正を施しました、第四章以下は、前二章が海上航行の安全保持に關する規定でありますのに對して、海上労働の保護規定とも言はれるべきものであり、國際労働條約の内容を採用すると共に、労働基準法案と相並んで、新憲法の要請である健康で文化的な最低限度の生活に船員に對し保障せむとするものであります、右の労働保護規定の内、新たに規定せられた主要の點

を申述べますと、先づ雇入契約の締結に際しましては、労働條件を明示するものとする外、雇入契約に關し種々の保護規定を設けますと共に、船員が契約の解除を爲し得る場合を擴張致しました、又給料其の他の報酬に關しましては、其の支拂方法に關し、従來より一層厚い保護を與へ、又必要ある場合は、最低給料を定め得ることとする外、歩合給に付て、一定額の保障制度を設けました、労働時間及び休日については、八時間労働を原則とし、碇泊中に於ては、原則として週休日を與へることに依り保護を圖る外、労働時間制の實施を可能ならしめるに必要な定員を乗組ませるべき旨規定して居ります、有給休暇は海上労働の特殊性に鑑み、最も重要な規定であります、労働基準法案の休暇日數を遙かに上廻つた日數の休暇及び報酬を與へることとして居ります、食料及び衛生に關しましては、法定の食料表に依り、食料を支給すべき船舶の範圍、醫師を乗組ませるべき船舶の範圍、藥品等を備へ置くべき船舶の範圍を擴張致しますと共に、健康證明書を總ての乗組員に所持せしめて、船員の健康の増進に遺憾なきを期して居るのであります、次に船員の最低年齢は、現行法通り一般の者に付ては十五歳、石炭を運搬し又は石炭を焚くと云ふやうな重労働に従事する者に付ては更に最低年齢を十八歳と定めてあります、今回の改正に當り從來勅令に依つて規定されて居つた例外は絶對に之を

認めないことと致しました、又女子の船員に付きましても年少船員と共に夜間労働を禁止する外、労働基準案に準じて保護規定を設けてございませぬ、災害補償の額は船員が後顧の憂なく職務に從事し得るやうに、從來の扶助額に比し劃期的に増額致しましたが、一面船舶所有者の負擔を軽減せしめる爲是等の補償を保險に依つてカバーすることとし、目下船員保險法の改正の準備を進めて居りますが、成案を得次第今議會に上程される豫定であります、右の外就業規則、監督制度等に付きましても概ね労働基準法案の趣旨と同じく必要な改正を致して居ります、最後に本法案の立案の過程を申し上げます、本會議にも御説明申上げました通り、本法案は船主及び船員の代表者を初とし、關係各方面の學識経験者から成る臨時船員法令審議會が全國主要港で開かれた公聽會の意見を參考として約半年に亘り、慎重審議を重ね、成案を得ました答申を骨子として居るのでございませぬ、最も民主的方法に依つて立案されたものでございませぬ、何卒御審議の上御贊成あらむことを切望する次第でございませぬ
○委員長(伯爵後藤一藏君) 只今御説明がございませぬ、是から質疑に入りたいと思ひますが、どう云ふ方法でやつたら宜しいでせうか
○板谷順助君 大體の質問をして、其の後が必要があつたら逐條審議されたらどうでせう
○委員長(伯爵後藤一藏君) 皆さん御

異議ございませぬか
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(伯爵後藤一藏君) 御異議がないやうでありますから初に大體に於ての御質問を願ひまして、必要であれば其の後に於て逐條審議をするやうに致したいと思ひます、ちよつと速記を止めて……
〔速記中止〕
○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記を始めて、それでは此の際大臣に御質問のある方がありましたら御願ひ致します
○村上恭一君 實は咄嗟のことではありますので、まだ十分質問の準備が出来て居りませぬが、豫て考へて居りますこと、二、三に於て御伺ひしたいと思ひます、先づ御伺ひ致したいのは、茲に提案せられて居ります法律案、船員法を改正する法律案は頗る龐大なものであります、條數で申しましても、百數十箇條に上つて居ります、船員に關する根本的な、さうして全面的な法律であります、申さば法典であります、此のやうな龐大な法典を御立案なさる迄の當局各位の一方ならぬ、御苦心は、固より私共の深く敬意を表する所でございます、唯只今の場合に於ては、私共、少くとも私が甚だ遺憾に感じますことは、斯様な龐大な、さうして重要な法律案を、此の會期の極めて切迫致しまして、殘す所旬日を超えないと云ふやうな時期に至りまして帝國議會に提案せられ、我々が之を審議しなければならぬと云ふ初めに落し込まれましたこと、此の點を私は

甚だ遺憾に感ずるのであります。先刻主務大臣の御説明に依りますれば、此の法律案を立案する迄には三年有餘の年月を閲したと云ふことであり、御立案迄に左様に長年月を費したものでありますならば、帝國議會に於て之を審議するのにも、相當な時間を與へられるのが當然ではないかと思ひます。我々が之を十分に審議する時間がなく、謂はば鶴呑みにして之を通させると云ふことは、我々に於て遺憾であるばかりでなく、今日迄長い年月に亙る當局各位の御苦心に對して、適當な敬意を表する所以ではない、斯様に存するのであります、就きまして、私が質問したのは、此の法律案は、どうして此の目下開會中の帝國議會に於て通過させなければならぬものであるか、と云ふ點であります、此の法律案の末尾に附いて居ります理由書に依りますれば「日本國憲法の施行に伴い」云々とあります此の文句を文字通り解しますれば、改正憲法が施行される本年五月三日迄に此の法律を制定しなければならぬと云ふやうに見えますが、果して其のやうなものでありませうか、此の改正法案はそれ程迄に改正憲法と直接離すべからざる關係があるものなのであるか、此の點を私は御伺ひしたいと思ひます、他の多くの法律に付きましては同様の問題はありません、例へば民法とか、刑法はどうでありましたか、民事訴訟法、刑事訴訟法と云ふやうな法律は改正憲法に不可分の關係にあるものがあるやうであります、處でそれは其の關係法律の一部改正が到底間に合はぬので、應急措置の臨時立法が企てられて居ります、船員法の關係に

於きまして、萬々已むを得なければ左様な應急措置の立法と云ふことも考へられるやうに思ひます、さうせずして此のやうに本式に全法律案を御提案になりまして、さうして之を數日の間に議することを求められる、さう致す要が果してあるのかどうか此の點に付きまして、私は當局の明快なる御答辯を戴きたい、是が私の質問の第一點であります

○國務大臣(増田甲子七君) 村上さんの御質疑に御答へ申上げます、今回の改正憲法の施行に伴ひまして、勞務者の給料とか、或は労働時間、或は休息、其の他の労働條件に關する基準的な事柄は法律で決めることと云ふ憲法規定がございます、其の憲法の趣旨に添ふことを期する爲に、陸上労働者に付しましては、御承知の労働基準法案が今議會に提案され、海上労働者に付しましては、船員法が提案された次第でございます、差迫つた此の機會に於て突如として提案すると云ふことは、誠に私共も恐縮に存じて居りますが、三年前から審議をしたと云ふのでございませぬ、半年と云ふ譯でございまして、半年前からございまして、是は關係筋等の要望もございまして、又新憲法の趣旨に副爲に勿論必要でございませぬ、こちらも研究して居つた譯でございます、而も其の審議は、只今も御説明申上げました通り、臨時船員法審議會と云ふ會を設けまして、此の方面に於ける學識経験者を網羅致しまして、審議會を開くこと三回、それから小委員會を開くことが十七回、公聴會、パブリック・ヒアリングをやつたことが十回に及んで居りまして、大體其の審議過程と云ふやうなものは別に秘密を要することではございませぬ、パブリックとかオープンとか言はれるやうに、詰り公の誰でも分つて居る所で研究し、審議し、討論した譯でございまして、當時新聞等にも見えて居りますが、尙船員法の要綱も、先般實は新聞に發表した次第でございまして、實は其の前にそれ／＼草稿等を各位に御差し廻し致しまして、豫備審査でも願つたら尙宜かつたのではないかと思ひますが、併し學識経験者の中には、貴衆兩院議員から出られた方も澤山ある譯でございませぬ、問題は結局海上労働關係が主でございまして、あと紀律だとか船舶の運営に關する船長の職權職務と云ふやうなことも規定してございませぬ、是は寧ろ新しき規定でございませぬので、村上さんの仰しやるやうな一つの法典を作る、一つのコードを作ると云つたやうな意味で唯此處へ合せたと云ふやうな程度でございませぬ、要するに問題の中心は、海上労働に關する基準の規定でありまして、之を作るに際しましての其の經過は、只今申上げた通りであります、甚だ差迫つた期間に御審議願ふことは、重々恐縮でございませぬ、相成るべくは憲法の施行に伴つて此の法律案が御協賛願へたならば一番宜しいのぢやないかと、斯う熱望して居る譯でございませぬから、何卒宜しく御了承願ひませぬ

○國務大臣(増田甲子七君) 村上さんの御質疑に御答へ申上げます、今回の改正憲法の施行に伴ひまして、勞務者の給料とか、或は労働時間、或は休息、其の他の労働條件に關する基準的な事柄は法律で決めることと云ふ憲法規定がございます、其の憲法の趣旨に添ふことを期する爲に、陸上労働者に付しましては、御承知の労働基準法案が今議會に提案され、海上労働者に付しましては、船員法が提案された次第でございます、差迫つた此の機會に於て突如として提案すると云ふことは、誠に私共も恐縮に存じて居りますが、三年前から審議をしたと云ふのでございませぬ、半年と云ふ譯でございまして、半年前からございまして、是は關係筋等の要望もございまして、又新憲法の趣旨に副爲に勿論必要でございませぬ、こちらも研究して居つた譯でございます、而も其の審議は、只今も御説明申上げました通り、臨時船員法審議會と云ふ會を設けまして、此の方面に於ける學識経験者を網羅致しまして、審議會を開くこと三回、それから小委員會を開くことが十七回、公聴會、パブリック・ヒアリングをやつたことが十回に及んで居りまして、大體其の審議過程と云ふやうなものは別に秘密を要することではございませぬ、パブリックとかオープンとか言はれるやうに、詰り公の誰でも分つて居る所で研究し、審議し、討論した譯でございまして、當時新聞等にも見えて居りますが、尙船員法の要綱も、先般實は新聞に發表した次第でございまして、實は其の前にそれ／＼草稿等を各位に御差し廻し致しまして、豫備審査でも願つたら尙宜かつたのではないかと思ひますが、併し學識経験者の中には、貴衆兩院議員から出られた方も澤山ある譯でございませぬ、問題は結局海上労働關係が主でございまして、あと紀律だとか船舶の運営に關する船長の職權職務と云ふやうなことも規定してございませぬ、是は寧ろ新しき規定でございませぬので、村上さんの仰しやるやうな一つの法典を作る、一つのコードを作ると云つたやうな意味で唯此處へ合せたと云ふやうな程度でございませぬ、要するに問題の中心は、海上労働に關する基準の規定でありまして、之を作るに際しましての其の經過は、只今申上げた通りであります、甚だ差迫つた期間に御審議願ふことは、重々恐縮でございませぬ、相成るべくは憲法の施行に伴つて此の法律案が御協賛願へたならば一番宜しいのぢやないかと、斯う熱望して居る譯でございませぬから、何卒宜しく御了承願ひませぬ

○國務大臣(増田甲子七君) 村上さんの御質疑に御答へ申上げます、今回の改正憲法の施行に伴ひまして、勞務者の給料とか、或は労働時間、或は休息、其の他の労働條件に關する基準的な事柄は法律で決めることと云ふ憲法規定がございます、其の憲法の趣旨に添ふことを期する爲に、陸上労働者に付しましては、御承知の労働基準法案が今議會に提案され、海上労働者に付しましては、船員法が提案された次第でございます、差迫つた此の機會に於て突如として提案すると云ふことは、誠に私共も恐縮に存じて居りますが、三年前から審議をしたと云ふのでございませぬ、半年と云ふ譯でございまして、半年前からございまして、是は關係筋等の要望もございまして、又新憲法の趣旨に副爲に勿論必要でございませぬ、こちらも研究して居つた譯でございます、而も其の審議は、只今も御説明申上げました通り、臨時船員法審議會と云ふ會を設けまして、此の方面に於ける學識経験者を網羅致しまして、審議會を開くこと三回、それから小委員會を開くことが十七回、公聴會、パブリック・ヒアリングをやつたことが十回に及んで居りまして、大體其の審議過程と云ふやうなものは別に秘密を要することではございませぬ、パブリックとかオープンとか言はれるやうに、詰り公の誰でも分つて居る所で研究し、審議し、討論した譯でございまして、當時新聞等にも見えて居りますが、尙船員法の要綱も、先般實は新聞に發表した次第でございまして、實は其の前にそれ／＼草稿等を各位に御差し廻し致しまして、豫備審査でも願つたら尙宜かつたのではないかと思ひますが、併し學識経験者の中には、貴衆兩院議員から出られた方も澤山ある譯でございませぬ、問題は結局海上労働關係が主でございまして、あと紀律だとか船舶の運営に關する船長の職權職務と云ふやうなことも規定してございませぬ、是は寧ろ新しき規定でございませぬので、村上さんの仰しやるやうな一つの法典を作る、一つのコードを作ると云つたやうな意味で唯此處へ合せたと云ふやうな程度でございませぬ、要するに問題の中心は、海上労働に關する基準の規定でありまして、之を作るに際しましての其の經過は、只今申上げた通りであります、甚だ差迫つた期間に御審議願ふことは、重々恐縮でございませぬ、相成るべくは憲法の施行に伴つて此の法律案が御協賛願へたならば一番宜しいのぢやないかと、斯う熱望して居る譯でございませぬから、何卒宜しく御了承願ひませぬ

○國務大臣(増田甲子七君) 村上さんの御質疑に御答へ申上げます、今回の改正憲法の施行に伴ひまして、勞務者の給料とか、或は労働時間、或は休息、其の他の労働條件に關する基準的な事柄は法律で決めることと云ふ憲法規定がございます、其の憲法の趣旨に添ふことを期する爲に、陸上労働者に付しましては、御承知の労働基準法案が今議會に提案され、海上労働者に付しましては、船員法が提案された次第でございます、差迫つた此の機會に於て突如として提案すると云ふことは、誠に私共も恐縮に存じて居りますが、三年前から審議をしたと云ふのでございませぬ、半年と云ふ譯でございまして、半年前からございまして、是は關係筋等の要望もございまして、又新憲法の趣旨に副爲に勿論必要でございませぬ、こちらも研究して居つた譯でございます、而も其の審議は、只今も御説明申上げました通り、臨時船員法審議會と云ふ會を設けまして、此の方面に於ける學識経験者を網羅致しまして、審議會を開くこと三回、それから小委員會を開くことが十七回、公聴會、パブリック・ヒアリングをやつたことが十回に及んで居りまして、大體其の審議過程と云ふやうなものは別に秘密を要することではございませぬ、パブリックとかオープンとか言はれるやうに、詰り公の誰でも分つて居る所で研究し、審議し、討論した譯でございまして、當時新聞等にも見えて居りますが、尙船員法の要綱も、先般實は新聞に發表した次第でございまして、實は其の前にそれ／＼草稿等を各位に御差し廻し致しまして、豫備審査でも願つたら尙宜かつたのではないかと思ひますが、併し學識経験者の中には、貴衆兩院議員から出られた方も澤山ある譯でございませぬ、問題は結局海上労働關係が主でございまして、あと紀律だとか船舶の運営に關する船長の職權職務と云ふやうなことも規定してございませぬ、是は寧ろ新しき規定でございませぬので、村上さんの仰しやるやうな一つの法典を作る、一つのコードを作ると云つたやうな意味で唯此處へ合せたと云ふやうな程度でございませぬ、要するに問題の中心は、海上労働に關する基準の規定でありまして、之を作るに際しましての其の經過は、只今申上げた通りであります、甚だ差迫つた期間に御審議願ふことは、重々恐縮でございませぬ、相成るべくは憲法の施行に伴つて此の法律案が御協賛願へたならば一番宜しいのぢやないかと、斯う熱望して居る譯でございませぬから、何卒宜しく御了承願ひませぬ

○國務大臣(増田甲子七君) 村上さんの御質疑に御答へ申上げます、今回の改正憲法の施行に伴ひまして、勞務者の給料とか、或は労働時間、或は休息、其の他の労働條件に關する基準的な事柄は法律で決めることと云ふ憲法規定がございます、其の憲法の趣旨に添ふことを期する爲に、陸上労働者に付しましては、御承知の労働基準法案が今議會に提案され、海上労働者に付しましては、船員法が提案された次第でございます、差迫つた此の機會に於て突如として提案すると云ふことは、誠に私共も恐縮に存じて居りますが、三年前から審議をしたと云ふのでございませぬ、半年と云ふ譯でございまして、半年前からございまして、是は關係筋等の要望もございまして、又新憲法の趣旨に副爲に勿論必要でございませぬ、こちらも研究して居つた譯でございます、而も其の審議は、只今も御説明申上げました通り、臨時船員法審議會と云ふ會を設けまして、此の方面に於ける學識経験者を網羅致しまして、審議會を開くこと三回、それから小委員會を開くことが十七回、公聴會、パブリック・ヒアリングをやつたことが十回に及んで居りまして、大體其の審議過程と云ふやうなものは別に秘密を要することではございませぬ、パブリックとかオープンとか言はれるやうに、詰り公の誰でも分つて居る所で研究し、審議し、討論した譯でございまして、當時新聞等にも見えて居りますが、尙船員法の要綱も、先般實は新聞に發表した次第でございまして、實は其の前にそれ／＼草稿等を各位に御差し廻し致しまして、豫備審査でも願つたら尙宜かつたのではないかと思ひますが、併し學識経験者の中には、貴衆兩院議員から出られた方も澤山ある譯でございませぬ、問題は結局海上労働關係が主でございまして、あと紀律だとか船舶の運営に關する船長の職權職務と云ふやうなことも規定してございませぬ、是は寧ろ新しき規定でございませぬので、村上さんの仰しやるやうな一つの法典を作る、一つのコードを作ると云つたやうな意味で唯此處へ合せたと云ふやうな程度でございませぬ、要するに問題の中心は、海上労働に關する基準の規定でありまして、之を作るに際しましての其の經過は、只今申上げた通りであります、甚だ差迫つた期間に御審議願ふことは、重々恐縮でございませぬ、相成るべくは憲法の施行に伴つて此の法律案が御協賛願へたならば一番宜しいのぢやないかと、斯う熱望して居る譯でございませぬから、何卒宜しく御了承願ひませぬ

○國務大臣(増田甲子七君) 村上さんの御質疑に御答へ申上げます、今回の改正憲法の施行に伴ひまして、勞務者の給料とか、或は労働時間、或は休息、其の他の労働條件に關する基準的な事柄は法律で決めることと云ふ憲法規定がございます、其の憲法の趣旨に添ふことを期する爲に、陸上労働者に付しましては、御承知の労働基準法案が今議會に提案され、海上労働者に付しましては、船員法が提案された次第でございます、差迫つた此の機會に於て突如として提案すると云ふことは、誠に私共も恐縮に存じて居りますが、三年前から審議をしたと云ふのでございませぬ、半年と云ふ譯でございまして、半年前からございまして、是は關係筋等の要望もございまして、又新憲法の趣旨に副爲に勿論必要でございませぬ、こちらも研究して居つた譯でございます、而も其の審議は、只今も御説明申上げました通り、臨時船員法審議會と云ふ會を設けまして、此の方面に於ける學識経験者を網羅致しまして、審議會を開くこと三回、それから小委員會を開くことが十七回、公聴會、パブリック・ヒアリングをやつたことが十回に及んで居りまして、大體其の審議過程と云ふやうなものは別に秘密を要することではございませぬ、パブリックとかオープンとか言はれるやうに、詰り公の誰でも分つて居る所で研究し、審議し、討論した譯でございまして、當時新聞等にも見えて居りますが、尙船員法の要綱も、先般實は新聞に發表した次第でございまして、實は其の前にそれ／＼草稿等を各位に御差し廻し致しまして、豫備審査でも願つたら尙宜かつたのではないかと思ひますが、併し學識経験者の中には、貴衆兩院議員から出られた方も澤山ある譯でございませぬ、問題は結局海上労働關係が主でございまして、あと紀律だとか船舶の運営に關する船長の職權職務と云ふやうなことも規定してございませぬ、是は寧ろ新しき規定でございませぬので、村上さんの仰しやるやうな一つの法典を作る、一つのコードを作ると云つたやうな意味で唯此處へ合せたと云ふやうな程度でございませぬ、要するに問題の中心は、海上労働に關する基準の規定でありまして、之を作るに際しましての其の經過は、只今申上げた通りであります、甚だ差迫つた期間に御審議願ふことは、重々恐縮でございませぬ、相成るべくは憲法の施行に伴つて此の法律案が御協賛願へたならば一番宜しいのぢやないかと、斯う熱望して居る譯でございませぬから、何卒宜しく御了承願ひませぬ

○國務大臣(増田甲子七君) 村上さんの御質疑に御答へ申上げます、今回の改正憲法の施行に伴ひまして、勞務者の給料とか、或は労働時間、或は休息、其の他の労働條件に關する基準的な事柄は法律で決めることと云ふ憲法規定がございます、其の憲法の趣旨に添ふことを期する爲に、陸上労働者に付しましては、御承知の労働基準法案が今議會に提案され、海上労働者に付しましては、船員法が提案された次第でございます、差迫つた此の機會に於て突如として提案すると云ふことは、誠に私共も恐縮に存じて居りますが、三年前から審議をしたと云ふのでございませぬ、半年と云ふ譯でございまして、半年前からございまして、是は關係筋等の要望もございまして、又新憲法の趣旨に副爲に勿論必要でございませぬ、こちらも研究して居つた譯でございます、而も其の審議は、只今も御説明申上げました通り、臨時船員法審議會と云ふ會を設けまして、此の方面に於ける學識経験者を網羅致しまして、審議會を開くこと三回、それから小委員會を開くことが十七回、公聴會、パブリック・ヒアリングをやつたことが十回に及んで居りまして、大體其の審議過程と云ふやうなものは別に秘密を要することではございませぬ、パブリックとかオープンとか言はれるやうに、詰り公の誰でも分つて居る所で研究し、審議し、討論した譯でございまして、當時新聞等にも見えて居りますが、尙船員法の要綱も、先般實は新聞に發表した次第でございまして、實は其の前にそれ／＼草稿等を各位に御差し廻し致しまして、豫備審査でも願つたら尙宜かつたのではないかと思ひますが、併し學識経験者の中には、貴衆兩院議員から出られた方も澤山ある譯でございませぬ、問題は結局海上労働關係が主でございまして、あと紀律だとか船舶の運営に關する船長の職權職務と云ふやうなことも規定してございませぬ、是は寧ろ新しき規定でございませぬので、村上さんの仰しやるやうな一つの法典を作る、一つのコードを作ると云つたやうな意味で唯此處へ合せたと云ふやうな程度でございませぬ、要するに問題の中心は、海上労働に關する基準の規定でありまして、之を作るに際しましての其の經過は、只今申上げた通りであります、甚だ差迫つた期間に御審議願ふことは、重々恐縮でございませぬ、相成るべくは憲法の施行に伴つて此の法律案が御協賛願へたならば一番宜しいのぢやないかと、斯う熱望して居る譯でございませぬから、何卒宜しく御了承願ひませぬ

施行と同時に此の新しい船員法を施行しなければならぬと云ふ絶對の必要ではない、相成るべくさうなることを希望すると云ふことと私は了解致します、恐らくさうであらうと私も考へて居りました、それならばそれで、其の點は私は了解致します、即ち是はどうか、改正憲法の施行迄に拵へ上げなければならぬものではないと云ふやうに私は了解して置きます、次に御尋ね致したいことは、此の船員法と労働基準法との關係でございませぬ、今期議會に別途労働基準法が提案されて居りまして、目下本院に於て審議中と存じませぬ、あの労働基準法と此の船員法とはどう云ふ關係のものでありまするか、漠然と觀察致しますれば、労働基準法が一般法であつて、船員法は特別法であることと云ふやうに認められます、労働基準法は一般の労働者に關する法律であり、船員法は特に船員に關する法律であることと云ふやうに考へられます、さう考へて宜しいものでありませうか、さうだとしますれば、一般法律の解釋適用の法則に従ひまして、船員に關しては寧ろ船員法を適用する、船員法に別段の規定のない事項に付ては、労働基準法を適用すると云ふことになる筈であります、其のやうに考へ定められて宜しいものでありませうか、さうして労働基準法と船員法との間にはどの位の違ひがあるものでありまするか、一般法に對する所の此の特別法を制定する、其の開きはどうか云ふやうなものでありまするか、是は細かい點に互りましては、長い説明を要しませぬから、出來ますならば概略の、さうして簡明な御説明を伺ひたいと思ひます、此のことに續きましては、是も形式的の

考へ方でありませぬ、目下提案されて居ります労働基準法が、若し此の議會に於て議決を経なかつた、それが成立しなかつたと云ふ場合に於きまして、此の船員法は、それに拘らず、議會の議決に依つて成立すると云ふ事態を生じて差支ないものでありまするか、一般法たる労働基準法が成立せずして、特別法たる船員法だけが成立しても支障はないかと云ふ點、是は要するに労働基準法と船員法との關係と云ふ問題に歸著します、其の問題の一端となるものであります、是等の點に付きまして大臣又は政府委員より御説明を伺ひたいと思ひます

○國務大臣(増田甲子七君) 村上さんの御質疑に御答へ申上げます、労働基準法と船員法との關係でございませぬ、労働基準法は陸上労働者の労働條件の基準に關することを規定した法律であり、船員法は仰しやる通りコードであります、其のうち海上労働に關する分につきましては、海上労働者の労働條件に關する基準を規定したものであります、従つてそれ／＼相呼應して居りますけれども、別箇の法典でありまして、特別法、一般法の關係には相成つて居りませぬ、並存的な法典であります、従つて船員法の第六條に於きましては、労働基準法の中の總則に關する部分を適用と云ふ文句で書いてあります、併し仰しやる通りに、是は海上労働に關する特殊規定であるから、労働基準法を一般法と見て、之を特別法と云ふ御解釋でも差支ないと思ひます、要するに並存的法規でありまして、兩々相俟つて新憲法の精神たる人權尊重なり労働者の保護の實を擧げる、斯う云ふ規定を致した譯であり

考へ方でありませぬ、目下提案されて居ります労働基準法が、若し此の議會に於て議決を経なかつた、それが成立しなかつたと云ふ場合に於きまして、此の船員法は、それに拘らず、議會の議決に依つて成立すると云ふ事態を生じて差支ないものでありまするか、一般法たる労働基準法が成立せずして、特別法たる船員法だけが成立しても支障はないかと云ふ點、是は要するに労働基準法と船員法との關係と云ふ問題に歸著します、其の問題の一端となるものであります、是等の點に付きまして大臣又は政府委員より御説明を伺ひたいと思ひます

考へ方でありませぬ、目下提案されて居ります労働基準法が、若し此の議會に於て議決を経なかつた、それが成立しなかつたと云ふ場合に於きまして、此の船員法は、それに拘らず、議會の議決に依つて成立すると云ふ事態を生じて差支ないものでありまするか、一般法たる労働基準法が成立せずして、特別法たる船員法だけが成立しても支障はないかと云ふ點、是は要するに労働基準法と船員法との關係と云ふ問題に歸著します、其の問題の一端となるものであります、是等の點に付きまして大臣又は政府委員より御説明を伺ひたいと思ひます

○國務大臣(増田甲子七君) 村上さんの御質疑に御答へ申上げます、労働基準法と船員法との關係でございませぬ、労働基準法は陸上労働者の労働條件の基準に關することを規定した法律であり、船員法は仰しやる通りコードであります、其のうち海上労働に關する分につきましては、海上労働者の労働條件に關する基準を規定したものであります、従つてそれ／＼相呼應して居りますけれども、別箇の法典でありまして、特別法、一般法の關係には相成つて居りませぬ、並存的な法典であります、従つて船員法の第六條に於きましては、労働基準法の中の總則に關する部分を適用と云ふ文句で書いてあります、併し仰しやる通りに、是は海上労働に關する特殊規定であるから、労働基準法を一般法と見て、之を特別法と云ふ御解釋でも差支ないと思ひます、要するに並存的法規でありまして、兩々相俟つて新憲法の精神たる人權尊重なり労働者の保護の實を擧げる、斯う云ふ規定を致した譯であり

考へ方でありませぬ、目下提案されて居ります労働基準法が、若し此の議會に於て議決を経なかつた、それが成立しなかつたと云ふ場合に於きまして、此の船員法は、それに拘らず、議會の議決に依つて成立すると云ふ事態を生じて差支ないものでありまするか、一般法たる労働基準法が成立せずして、特別法たる船員法だけが成立しても支障はないかと云ふ點、是は要するに労働基準法と船員法との關係と云ふ問題に歸著します、其の問題の一端となるものであります、是等の點に付きまして大臣又は政府委員より御説明を伺ひたいと思ひます

考へ方でありませぬ、目下提案されて居ります労働基準法が、若し此の議會に於て議決を経なかつた、それが成立しなかつたと云ふ場合に於きまして、此の船員法は、それに拘らず、議會の議決に依つて成立すると云ふ事態を生じて差支ないものでありまするか、一般法たる労働基準法が成立せずして、特別法たる船員法だけが成立しても支障はないかと云ふ點、是は要するに労働基準法と船員法との關係と云ふ問題に歸著します、其の問題の一端となるものであります、是等の點に付きまして大臣又は政府委員より御説明を伺ひたいと思ひます

ます、従つて一方が通つて一方が通らぬと云ふことは、甚だ困ることでございます、どうか両方共車の兩輪でございませう、新憲法施行の日迄には、仰しやるやうな何等かの特別緊急的な措置などを執らないで、此の法律が適用出来るやうになることを切望して已まぬと云ふことを先程も申し上げた次第であります、熱願致して居る次第でありますから、宜しく御願ひ致します。

○村上恭一君 もう一點御伺ひしたいことがございます、それは船員關係の行政機構に付てであります、船員に關する行政、是は大雜把に言ひますれば、勞働に關する行政の一部であらうと思ひます、さう申して差支ないと思ひます、ところで、勞働に關する行政は、現在に於きまして、一般に厚生省が之を所管して居ります、而して傳へる所に依りますれば、一般の勞働行政を更に擴大し強化する爲に別箇の官省を設置する、即ち勞働省と云ふやうな中央の一省を設置する、其のことは政府内に於きまして既定の方針であつて、遠からず實現されると云ふやうに仄かに承つて居ります、其のやうに勞働行政の機構が強化擴充せられるに當りまして、船員に關する行政も之に統合すると云ふことが考へられるのではなからうかと云ふやうに私は感ずるのであります、果して其のやうな行政機構の改正が適當でありませうかどうか、いや勞働省を設けることが適當かどうかと云ふことを申すのはありません、勞働省が設置せられる場合に、船員に關する行政を之に統合すると云ふことが適當でありますかどうか、私

來行政機構の組直し、改組と云ふことはむづかしいものでありまして、或一つの點から言ひまして一つの事務を吸収しますると、其の吸収せられた事務は、他の點から見れば、是と密接な關係のある事務と岐れると云ふことになり、一方をくつ附ければ他方から引離れると云ふことになり、行政機構の改組と云ふことは實にむづかしいものだと思ひます、で船員に關する行政、是は一面には勞働に關する行政の一部であります、一面には又海運に關する行政の一部であります、廣く海運と云ふ行政があるに違ひない、其の海運行政の一部が船員行政であるに違ひないのであります、船員行政を勞働行政に結び附けますれば、それは海運行政とは離れると云ふことになり、即ち問題は海運の行政を勞働行政に附けるが宜いか、又海運行政に附けるが宜いかと云ふことであ

り、そこが岐れ路であります、勞働に關する行政機構を擴充強化すると云ふ機運に乗りまして、船員の行政を之に吸収すると云ふ説が必ず行はれるであらうと思ひます、併しながら其のやうにして、船員に關する行政が海運行政から離れると云ふことは、又決して望ましいことではない、私は海運には海運の生命があり、性格がありますので、船員行政は此の海運行政の一環として之に統合すると云ふことが適當ではなからうかと思ふのであります、此の點に付きましての政府當局の御意向を伺ひたい、是は實は運輸省に專屬の問題ではない、又露骨に言ひますれば運輸省の當局としては、船員行政を勞働行政に結び附けて、勞働省の所管に移すと云ふことを好まれないであら

うと思ひます、是は正に政府全般の問題でありますので、運輸大臣から御答辯を伺ひますことは適當でないかも知れませぬ、併し政府一般の方針を承るべく内閣總理大臣の出席を求めると云ふことも、或は差迫つた時間では困難であらうと思ひますから、私は運輸大臣に於きまして全政府を代表する意味を以て、さう云ふ態度を以て御答辯を願ひたいと存するのであります、又運輸省としましては、其の是なりと信ぜられる所に従つて之を守る

と云ふことに付ての態度、關心の強さ、之を言明して戴くことになると思ひます、さう云ふ御心持を以ちまして、私の質問に對して適當な御答辯を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(増田甲子七君) 村上さんの御質問に御答へ申上げます、只今村上さんの仰せの御意見は私全然同感でございます、深く傾聴致した次第でございます、申す迄もなく仰せの通り船員勞働に關する行政ばかりでなく、海運行政と云ふものが必ず船員行政に密接不可離の關係に於て伴つて來て居る譯でございます、唯理論の要求に應じて勞働省が出來たからして、海員行政を全部向ふへ持つて行くと云ふことは理論倒れになつて、實際の需要に應じないと云ふことは御説の通りであります、假に海員行政だけを切り離して、海上勞働行政だけを分離して向ふへ參つた處で、海上勞働と云ふものは、御説の如く非常な特殊性を持つて居るものであります、陸上勞働とは全然其の性質が違ひますし、又規律と云ふ關係もありません、又危険共同體のシムボルたる船舶を動かすと云ふことは、唯勞働關係だけを規律して居

つたのではうまゝ行きませぬ、従つて廣い意味の海運行政の中に海上勞働行政は入ると私は認めて居りまして、從來から單に理論で分けると云ふことは宜しくないと思ひます、力説して居ります、併し一面厚生省、將來或は岐れて勞働省になるかも知れませぬが、現在の厚生省等に於きまして、我々の意見と、全然と迄行きませぬでも、殆ど同感でございます、非常に理解のある態度を示して呉れて居ります、又内閣の部内の法制局等に於きまして、村上さんのやうな御意見でなければ實際の海員行政は行ひにくいと云ふ點を力説されて居りまして、要するに政府は一體となつて海運行政、之に伴ふ海上勞働行政は運輸大臣が主管せねばならぬと云ふことになつて居りますから左様御了承願ひます、斯かる方針に依りまして關係方面とも交渉して居りますが、現在の所は理論の命ずる所に依つて、機械的に分けると云ふやうなことは、宜しくないと云ふ結論に傾きつゝあるやうでございますから、左様御了承願ひます。

○村上恭一君 此の此の機會に於ける質問は是で打切つて置きます。

○委員長(伯爵後藤一藏君) それでは今日は此の程度に於て散會致します。

午後二時三十九分散會

出席者左の如し

委員長	伯爵後藤 一藏君
副委員長	男爵伊藤 一郎君
委員	侯爵廣幡 忠隆君
	子爵七條 光明君
	村上 恭一君
	渡部 信君
	霜山 精一君

男爵前島勘一郎君
板谷 順助君
朽木 嘉郎君
國務大臣 増田甲子七君
運輸大臣 有田 嘉一君
政府委員 大久保武雄君
運輸事務官 同

昭和二十二年五月十一日印刷

昭和二十二年五月十二日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局